

第 59 回

日本森林学会北海道支部大会総会報告

第59回 日本森林学会北海道支部大会 総会報告

平成22(2010)年11月9日(火) 札幌コンベンションセンター

総会 9:30—10:30

1 開会

2 挨拶

日本森林学会北海道支部長

小池 孝良 氏

日本森林技術協会北海道支部連合会長

金谷 誠 氏

3 来賓祝辞

日本森林学会会長

宝月 岱造 氏

日本森林技術協会専務理事

加藤 鐵夫 氏

4 議長選出

5 総会議事

I 平成22年度事業報告(庶務報告・会計報告・監査報告)

II 日本森林学会北海道支部の組織・名称の変更

III 平成23年度事業計画ならびに予算案

総会議事

I 平成22年度事業報告

1. 庶務報告

1) 会員現況(平成22年9月30日現在, () は平成21年9月30日時点)

・個人会員:	北大農学研究科(教職員)	11 (11)	道総研林産試	3 (7)
	北海道大学(学生・院生等)	9 (14)	道総研環科センター	1 (1)
	北大北方生物圏フィールド科学センター	15 (19)	北海道森林管理局	0 (1)
	東大演習林・同北海道演習林	19 (24)	北海道	1 (3)
	森林総研・同北海道支所	24 (24)	その他	92 (89)
	林木育種センター・同北海道	8 (9)		
	道総研林試	44 (41)	計	227 (244)

・機関会員: 北海道森林管理局, 北海道, 標津町 計 3 (3)

・賛助会員: 北海道林業会館, 栄林会, 王子木材緑化株式会社, 三津橋産業株式会社, 北海三共株式会社, 日本森林林業振興会札幌支部, 三菱マテリアル不動産(株) 合計13口 (15)

2) 第58回大会の開催(平成21年11月11日)

会場: 札幌コンベンションセンター

シンポジウム: 「持続可能な森林経営のための地域版の基準指標と森林の評価」

会員研究発表: 61題(研究発表論文39題, 口頭発表のみ22題)

参加者: 118名(第57回は199名)

3) 春季行事

テーマ: 木材生産と環境緑化のための増殖と育成技術 — 育苗と森林造成の試験研究の現場から —

日時: 平成22年6月11日(金) 13:00~16:45

場所: 北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場(美唄市)

内容: 1. 郷土樹種を用いた緑化

2. クリーンラーチ等グイマツ雑種F₁の増殖と低密度植栽林分の実際

3. 林業試で開発した新品種の紹介

参加人数: 42名

4) 評議員選挙

平成22年6月末日付けで会員名簿を作成し、7月28日に投票用紙とともに会員に発送、投票枚数：8月10日、投票総数（葉書数）：84（投票率36.5%）、有効投票用紙数：69、有効票数：204
選出された評議員：別紙 [資料1](#)（支部長任命の評議員も含む）

5) 日本森林学会北海道支部論文集第58号の発行

論文数：42題（シンポジウム3題，研究発表論文39題）
総頁数：152頁
発行部数：430部

※買上内訳：1部3,000円，バックナンバーを含む，（ ）は第57号

北大北方生物圏フィールド科学センター	15 (15)	道総研林試	2 (2)
森林総研・支所	7 (6)	その他	12 (28)
道総研林産試	1 (1)	北大森林科学科	0 (0)
		計	37 (52)

6) 会議

- ①幹事会 2回
- ②評議員会 2回
- ③新支部長選出のための新評議員による会議 1回

7) その他

① 共催

平成22年7月22日にヒトと動物関係学会主催によるマルクス・シャラー博士（ミュンヘン工科大学）の講演「ドイツの森と動物と人，狩猟管理学の役割」を共催した（予算支出無し）。

② 日本森林学会法人化に伴う支部の学会名称に関する意向調査（8月）

「北方森林学会」が最多であった（投票総数84、有効投票数78、得票率70.5%）。

③ 60周年事業の準備

本会60周年および学会名称変更の記念事業としてシンポジウムと記念誌の発行を行うことを第一回評議員会で決定した。シンポジウムの基本方針は、日程を第60回大会同日に設定し、テーマは「森林の危機：林業の再生に立ち向かう担い手（仮）」、運営体制は支部長・幹事会・コーディネータを予定している。記念誌の準備は、編集委員会を発足させて編集方針を決め、平成22年12月締切で執筆依頼を行い、出版時期を記念シンポジウムに合わせるように作業を始めた。

2. 会計報告（別紙：[資料2](#)）

3. 監査報告（別紙：[資料2](#)）

II 日本森林学会北海道支部の組織・名称の変更

1. 変更の手続きと日程について（別紙：[資料3](#)）

2. 学会名称と規則

1) 名称

学会名（和名）：北方森林学会（英名）：Boreal Forest Society

論文集（和名）：北方森林研究（英名）：Boreal Forest Research

2) 規則（別紙：[資料4](#)，[資料5](#)）

III 平成23年度事業計画ならびに予算案

1. 事業計画

- 1) 第59回大会の開催（平成22年11月9日（火），札幌コンベンションセンター）
- 2) 日本森林学会北海道支部論文集第59号の発行（担当：森林総合研究所北海道支所）
- 3) 春季行事の開催（担当：北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場）
- 4) 第60回大会の準備（担当：東大北海道演習林・森林総合研究所林木育種センター北海道育種場）

- 5) 日本森林学会北海道支部開設60周年・学会名称変更記念事業の準備（記念誌出版およびシンポジウム）
- 6) 講演会の支援事業（別紙：資料6）

2. 平成23年度予算案（別紙：資料7）

3. 平成23年度役員

支部長：柿澤宏昭氏

評議員：資料1

監事：浅井達弘氏（元道立林試），秋林幸男氏（元北大北方生物圏フィールド科学センター）

以上

資料1

日本森林学会北海道支部評議員（任期：20010年10月1日～2012年9月30日，五十音順，*：選挙選出）

氏名	所属	職名
青山政和	日本木材学会北海道支部	支部長
内田敏博	北海道森林管理局	計画部長
小川 巖	エコネットワーク	代表
柿澤宏昭*	北海道大学農学研究院	教授
梶幹男*	東京大学	名誉教授
門松昌彦*	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター	准教授
神沼公三郎*	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター	教授
鎌田照章	北海道開発局	河川計画課長
川路則友*	森林総合研究所北海道支所	支所長
久米 篤	九州大学北海道演習林	林長
黒丸 亮*	北海道立総合研究機構 林業試験場	道北支場長
小池孝良*	北海道大学農学研究院	教授
佐々木尚三*	森林総合研究所北海道支所	地域研究官
佐藤冬樹	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター	林長
芝野博文	東京大学北海道演習林	林長
洪谷正人*	北海道大学農学研究院	准教授
田之畑忠年	森林総合研究所林木育種センター北海道育種場	場長
寺澤和彦*	北海道立総合研究機構 林業試験場	研究参事
富村洋一*	森林総合研究所北海道支所	研究調整監
中島俊明	北海道水産林務部	森林環境局長
中村太士*	北海道大学農学研究院	教授
春木雅寛*	北海道大学大学院地球環境科学研究院	准教授
真山 良	北海道立総合研究機構 森林研究本部	本部長兼林業試験場長
矢島 崇*	北海道大学農学研究院	教授
吉岡崇仁	京都大学フィールド科学教育研究センター北海道研究林	林長
山口岳広*	森林総合研究所北海道支所	チーム長
油津雄夫	NPO法人 EnVision環境保全事務所	

資料2

平成22年度 会計決算報告 (平成21年10月1日～平成22年9月30日)

収入

項目	予算	決算	増減	備考
前年度繰越金	2,704,459	2,704,459	0	
会費	1,112,000	983,960	-128,040	学生:2,000円×16件,個人:3,500円×202件(2500円分不足金あり、複数年度支払分を含む),機関:100,000円×2+機関+4,000円,賛助:5,000円×13口,振込手数料:17,540円(機関会費前期分100,000円が納入で本期分104,000円が未納入)
本会交付金	50,000	50,000	0	
論文集売上げ	105,000	128,760	23,760	@3,000円×43冊,振込手数料:240円
日林協共催費	50,000	50,000	0	
大会参加費	100,000	94,000	-6,000	@1,000円
雑収入	20,000	203	-19,797	利息
計	4,141,459	4,011,382	-130,077	

支出

項目	予算	決算	増減	備考
大会費	700,000	560,254	-139,746	58回大会経費および59回大会準備費
春季行事費	300,000	79,149	-220,851	レンタカー代・保険代など
会議事務費	200,000	94,655	-105,345	通信費・ホームページ保守
論文集発行費	600,000	531,920	-68,080	論文集印刷費(420冊),発送費など
評議員選挙費	100,000	34,120	-65,880	
予備費	200,000	0	-200,000	
小計	2,100,000	1,300,098	-799,902	
次年度繰越金	—	2,711,284		
計		4,011,382		

平成22年10月14日

日本森林学会北海道支部

支部長 小池孝良
 総務 門松昌彦
 会計 斎藤秀之

会計監査の結果、適正に処理されていたことを認めます。

監事

石井 寛



監事

猪瀬 光雄



資料 3

日本森林学会北海道支部の組織・名称の変更に関する手続きと日程

1. 2010年11月総会

(1) 本案件は総会議案のⅡ項目としてH22年度事業報告（総会議案書Ⅰ）の後に審議する。

1) 組織変更に関わる日程の承認（変更日を2011年4月1日とする）

2) 新組織の名称および規則の承認（北方森林学会、英名、論文集の名称も含めて）

(2) H23年度事業計画案と予算案は、「日本森林学会北海道支部（北方森林学会）」の名称で行う。

2. 2010年11月総会後のシンポジウムと研究発表会および論文集発行は支部名で実施（2011年2月中に完了予定）

3. 2011年4月1日 北方森林学会へ組織変更（事務局は印鑑、銀行名義、論文集のISSN出版コードの変更手続き、封筒やメールアドレス変更など事務体勢の準備を済ませる、登記など法的手続きは不要）

4. 第一回幹事会、評議員（4月予定）、会春季行事（6月）、第二回幹事会、評議員（9月予定）は北方森林学会として行う。

5. 2011年11月予定の大会は「第60回北方森林学会」の名称で行い、総会では事業報告と会計報告を「北方森林学会（日本森林学会北海道支部）」の名称で行う。

以上で日本森林学会北海道支部の組織・名称の変更に関わる手続きを完了する。

北方森林学会規則へ改正する規程

北方森林学会規則は下表右欄の日本森林学会北海道支部規則を同表左欄の通りに改正する。

※下線部は変更部分

改正後（北方森林学会）	現行（日本森林学会北海道支部規則）
<p>第1条 本会は、北方森林学会と称し、事務局を北海道大学内におく。</p> <p>第2条 本会は、主に北方の森林に関する森林学の向上ならびに林業および森林関連産業の発展を図ることを目的とし、下記の事業を行う。</p> <p>第8条 総会では主に次のことを議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会務報告 2 本会規則の変更および本会に関する重要な事項 <p>第9条 本会には次の役員をおく。</p> <p>会長 1名 評議員 20名程度</p> <p>監事 2名 幹事 若干名</p> <p>会長は会務を総理し、本会を代表する。評議員は会務執行に関する事項を審議して執行する。監事は会計および会務執行の状況を監査する。幹事は評議員の職務を補佐し、事務局の総務と会計を担当する。</p> <p>評議員は、会員の選挙によるもの15名と、会長の任命によるもの若干名とからなる。評議員選出規定は別に定める。会長は、会員によって選出された評議員の中から互選する。会長に事故があるときは評議員の中から会長代理を選出し、この職務を代行する。監事は、評議員会において選出する。幹事は、会長が選任する。</p> <p>役員の任期は2カ年とする。但し、会長は重任をしない。役員に欠</p>	<p>第1条 当支部は、日本森林学会北海道支部と称し、事務所を北海道大学農学部森林科学科内におく。</p> <p>第2条 当支部は、林学の向上並びに北海道林業の発展を図ることを目的とし、下記事業を行なう。</p> <p>第8条 支部総会で次ぎの事を議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会務報告 1 その他重要な事項 <p>第9条 本会には次の役員をおく。</p> <p>支部長 1名 評議員 20名程度</p> <p>監事 2名 幹事 若干名</p> <p>評議員は、会員の互選によるもの15名と、支部長の任命によるもの若干名とからなる。評議員選出規定は別に定める。</p> <p>支部長は、会員の互選による評議員より選出する。支部長事故あるときは評議員の中から支部長代理を選出し、この職務を代行する。</p> <p>監事は、評議員会において選出する。</p> <p>幹事は、支部長が選任する。</p> <p>役員の任期は2カ年とする。但し、支部長は重任をしない。役員に欠員が生じた場合は支部長がこれを補充し、その任期は前任者の任期の残りの期間とする。</p>

<p>員が生じた場合には会長がこれを補充し、その任期は前任者の任期の残りの期間とする。</p> <p>第10条 本規則に規定していない細則は、評議員会で決める。</p> <p>附則 15 本規則は、平成23年4月1日より実施する。</p> <p>※評議員選出規定</p> <p>第2条 選挙は、3名以内連記の無記名投票とする。投票は郵送によることのできる。</p>	<p>第10条 本規則に規定していない事項は本部会則による。</p> <p>※評議員選出規定</p> <p>第2条 選挙区は全道一区とし、3名以内連記の無記名投票とする。投票は郵送によることのできる。</p>
--	--

資料5

北方森林学会規則

- 第1条 本会は、北方森林学会と称し、事務局を北海道大学内におく。
- 第2条 本会は、主に北方の森林に関する森林学の向上ならびに林業および森林関連産業の発展を図ることを目的とし、下記の事業を行う。
- 1 講演会、研究会、見学視察旅行等の開催
 - 2 森林学、林業および森林関連産業に関する調査研究
 - 3 その他の必要な事項
- 第3条 本会会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めたものとする。
- 第4条 本会で功績のあったものを名誉会員とすることができる。名誉会員は、評議員会で推薦し、総会で決定する。
- 第5条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入で支弁する。
会費は1カ年3,500円とする。ただし、学生は2,000円とする。なお、本会の趣旨に賛同し、年4,000円の機関会費を納めた機関または団体を機関会員とすることができる。ただし、北海道森林管理局および北海道の機関会費は、それぞれの下部機関を含め年100,000円とする。また、本会の趣旨に賛同し、年1口(5,000円)以上の賛助会費を納めたものを賛助会員とすることができる。
- 第6条 会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。
- 第7条 本会は年1回の総会を開く。但し必要な場合は随時に開くことができる。
- 第8条 総会では主に次のことを議する。
- 1 会務報告
 - 2 本会規則の変更および本会に関する重要な事項
- 第9条 本会には次の役員をおく。
会長 1名 評議員 20名程度
監事 2名 幹事 若干名
会長は会務を総理し、本会を代表する。評議員は会務執行に関する事項を審議して執行する。監事は会計および会務執行の状況を監査する。幹事は評議員の職務を補佐し、事務局の総務と会計を担当する。
評議員は、会員の選挙によるもの15名と、会長の任命によるもの若干名とからなる。評議員選出規定は別に定める。会長は、会員によって選出された評議員の中から互選する。会長に事故があるときは評議員の中から会長代理を選出し、この職務を代行する。監事は、評議員会において選出する。幹事は、会長が選任する。
役員は任期は2カ年とする。但し、会長は重任をしない。役員に欠員が生じた場合には会長がこれを補充し、その任期は前任者の任期の残りの期間とする。
- 第10条 本規則に規定していない細則は、評議員会で決める。
- 附則
- 1 本規則は、昭和40年10月1日より実施する。
 - 2 本規則は、昭和41年10月1日より実施する。
 - 3 本規則は、昭和45年4月1日より実施する。
 - 4 本規則は、昭和45年10月1日より実施する。
 - 5 本規則は、昭和49年10月1日より実施する。
 - 6 本規則は、昭和52年10月1日より実施する。
 - 7 本規則は、昭和55年10月1日より実施する。
 - 8 本規則は、昭和56年10月1日より実施する。
 - 9 本規則は、昭和62年10月1日より実施する。
 - 10 本規則は、平成4年10月1日より実施する。
 - 11 本規則は、平成8年10月1日より実施する。
 - 12 本規則は、平成9年10月1日より実施する。
 - 13 本規則は、平成13年10月1日より実施する。
 - 14 本規則は、平成17年10月1日より実施する。
 - 15 本規則は、平成23年4月1日より実施する。

※評議員選出規定

- 第1条 選挙ならびに被選挙有資格者は、役員改選の年の6月末日現在における会員、名誉会員ならびに個人の賛助会員とする。
- 第2条 選挙は、3名以内連記の無記名投票とする。投票は郵送によることができる。
- 第3条 開票の結果、得票数の多いものから定数までを当選者とする。ただし得票数が等しい場合は抽選によって順位を決める。
- 第4条 選挙に関する事務は幹事会がこれにあたり、幹事会は、開票結果を会長に報告する。

資料6

日本森林学会北海道支部
講演会支援の手続きについて

(1) 趣旨

北海道の森林・林業に関わる講演会を資金的に支援することで、本会の発展と活性化を促すことを目的とする。支援件数は1年あたり5件までと定め、支援金の年総額を5万円以内とする。

(2) 応募資格

- ① 本会が共催もしくは後援する講演会であること(パンフレットや配付資料に本会名称が明記されること)。
- ② 申込者が支援を希望する講演会の主催者もしくは主催団体の一員であり、申込者が本会の会員であること。
- ③ 申込日が講演会開催期日の2ヶ月以前であり、かつ、報告書(領収書を含む)の提出を経て精算を当該年度の会計年度末(9月末日)までに完了し、さらに申込者は受金までに報告書提出から1ヶ月を待てること。

(3) 申し込み要領

- ① 申込書式(様式1)
申込者氏名と連絡先(住所、電話番号、所属、電子メールアドレス)、講演会タイトル、主催者と主催者連絡先および受金方法、開催日時と場所、講演会の趣旨、講演者の略歴、支援金の希望金額と用途、本会が支援する意義
- ② 受付方法
申込は電子メールで本会事務局宛に申し込む(事務局メールアドレス:jfs-h@agr.hokudai.ac.jp)。申込が確認された場合には事務局から折り返し受理の連絡を行うので、もしも申込受理の返事がない場合には事務局へ確認すること。
- ③ 受付期間
受付期間は総会での予算確定後から翌年の8月中旬頃までとする(会計年度末までに精算を完了できる見通しがあること)。ただし、年間で採択件数が5件に達した時点で当該年度の本支援事業を終了する。

(4) 審査と採否通知

審査は申請を受理した順番に評議員会で行う。採否通知は申込受理日から1ヶ月以内に電子メールにて行う。

(5) 報告書と受金方法

報告書には講演会の実施概要と支援金の用途を明記する。またパンフレット等の講演会資料および領収書の電子体コピー(スキャンしたPDFファイル)を添付する(必要に応じて原本の提出を求めることがある)。報告書の提出先は本会事務局で、電子メールを通じて提出する。報告書の提出締切は講演会開催日から1ヶ月以内とする。ただし、報告書提出後の精算を含めて会計年度の9月末日を超えてはならない。

事務局が支援金の送金する時期は報告書を受理してから約1ヶ月以内とする。申込者の受金方法は申込書に指定した銀行口座もしくは郵便書留による(送金のための手数料は本会事務費で負担する)。申請者が受金を確認したら領収の報告を事務局へ直ちに行う。

資料7

平成23年度予算案（平成22年10月1日～平成23年9月30日）

収入

項目	前年度決算	予算	備考
前年度繰越金	2,704,459	2,711,284	
会費	983,960	1,167,000	学生;2,000円×12人, 個人;3,500円×220人 機関;100,000円×2機関+4,000円×1機関, 賛助; 5,000円×13口(前期未納入の機関会費104000円 を含む)
本会交付金	50,000	0	
論文集売上げ	128,760	120,000	3,000円×40冊
日林協共催費	50,000	50,000	
大会参加費	94,000	0	大会参加費の無料化にともなう
雑収入	203	200	利息
計	4,011,382	4,048,484	

支出

項目	前年度決算	予算	備考
大会費	560,254	700,000	59回大会経費および60回大会準備費
春季行事費	79,149	300,000	レンタカー代・保険代など
会議事務費	94,655	250,000	事務局通信費・ホームページ保守、学会名の変更 にともなう事務経費、論文集バックナンバー保管用 書庫購入費を含む
論文集発行費	531,920	600,000	430部発行予定
評議員選挙費	34,120	0	本年度は選挙の予定なし
講演会の支援事業費	—	50,000	年あたり5件、総額5万円
60周年記念事業費	—	1,300,000	記念誌出版の支度金
予備費	0	200,000	
次年度繰越金	2,711,284	648,484	
計	4,011,382	4,048,484	